

平成19年12月26日（水）
奈良市都市整備部
まちづくり指導室建築指導課
内線 3418

旧ダイエー跡地におけるぱちんこ店の建築工事中止命令について

アンダーツリー株式会社が奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例に規定する禁止区域内において、ぱちんこ店の建築工事を行っているため、同条例に基づき、12月26日に建築工事の中止命令を行いました。

1. 経 過

平成19年 9月10日	株式会社タウンライトから、奈良市建築審査会に適合しない旨の通知処分の取り消しを求める審査請求が提出される
平成19年10月 4日	奈良市建築審査会の公開による口頭審査
平成19年10月11日	奈良市建築審査会の裁決
平成19年10月19日	裁決を受け、奈良市建築主事は、ぱちんこ店への用途変更に伴う計画変更確認申請書の確認処分を行う
平成19年11月 5日	建築主の名義変更 株式会社タウンライト 代表取締役 木下春雄氏から アンダーツリー株式会社 代表取締役 木下春雄氏
平成19年11月26日	周辺自治会等から建設反対の陳情書が提出される 計画中止の指示書を送付する
平成19年11月30日	ぱちんこ店の工事に着手したことを確認したため、建築工事を中止するよう口頭で指示を行う
平成19年12月 4日	学校関係等から建設反対の陳情書が提出される 建築工事中止の指示書を送付する
平成19年12月 7日	アンダーツリー株式会社から指示書に対する反論書が提出される
平成19年12月11日	奈良市行政手続条例に基づき、弁明の機会の付与通知を送付する
平成19年12月17日	アンダーツリー株式会社から弁明書が提出される
平成19年12月26日	弁明書において、工事中止の意思が見受けられず、その後も工事が中止されないため、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例第7条の規定に基づき、建築等中止命令書を送付する

2. 命じる理由

アンダーツリー株式会社が、奈良市油阪地方町8番地の1並びに油阪町1番地の95、同1番地の109、同1番地の123、同2番地の3、同2番地の45及び同461番地において平成19年11月30日から実施しているぱちんこ店の建築については、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（昭和58年奈良市条例第30号。以下「条例」という。）第4条第4号及び第5号に規定する建築禁止区域（条例別表第2の第3号の「児童福祉施設」、同第4号の「診療所のうち患者の収容施設を有するもの」、同第7号の「人権文化センター」の敷地の周囲200メートル以内の区域並びに条例別表第3の第3号の「老人福祉施設」の敷地の周囲100メートル以内の区域）における建築であり、平成19年12月17日付けで、アンダーツリー株式会社から提出のあった弁明書において建築工事中止の意思が見受けられず、その後も工事が中止されないため、条例第7条の規定に基づき建築中止命令をするものである。